

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>スタートアップとのオープンイノベーションに取り組む既存企業の拡大を図るため、新規事業創出及びスタートアップとのオープンイノベーションを行うためのメンタリングやスタートアップとのマッチング等の伴走支援を行う。併せて県内企業への裾野拡大のため、啓発セミナーや報告会を開催する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本事業を効果的に実施するためには、新規事業創出や協業に関する知見やノウハウが求められる。また、スタートアップとのネットワークやどのような支援者や支援体制を用意できるかは、事業者による所であり、より良い提案を受けるためには、「一般公募型プロポーザル」により広く企画提案を募集し、優秀な提案を行った者を委託業者として選定し、随意契約を行うのが適当である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>契約を締結しようとする「岐阜県オープンイノベーション促進共同体（代表者：丸紅株式会社、構成員：株式会社eiicon）」は令和8年3月30日に開催した「スタートアップとのオープンイノベーション促進支援事業委託業務プロポーザル評価会議」での評価結果をもとに、契約候補者として選定したものである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる